

六経 過

(1) 被解雇者黒田慶三郎ハ十ヶ年之同工場ニ勤績セルニ不拘一  
ヶ月分ノ退職手當ハ甚シク大額ナリトシ 直ニ城東區大島  
所ニノハ〇九總同盟江東南島支那縣合会ニ赴キ常任書記上  
原啓藏ニ之カ措置ヲ依頼シタルニ同人ハ午後三時工場ニ至  
リ工場主ト面会シ

如何ニ過失カアソトシテモ十ヶ年之勤績セル者ニ對シ一  
ヶ月分ノ退職手當テハ大ナク最長限度六ヶ月分位ハ至當ナ  
アルト交渉シタルニ

工場主ハ

現在我カ工場ハ何等利益ヲ得テ居ラサルノミナラス又黒田  
君ノ如キ急ケ者ニハ之以上總對ニ支給スルコトカ出来ナイ  
ト強硬ニ主張シ物別レトナレリ

(2) 次テ翌日一日午前十時前日合探労資合見折衝シタルニ互ニ

所願ナル意見ヲ主張シテ譲ラサル為メ所轄太平署員兩者間  
ヲ斡旋シタル結果ニヶ月分金八十四円ノ退職手當ヲ支給ス  
ルコトニ兩者共納得シ翌二十一日午前十時労資双方同署ニ  
出頭別記費者ヲ交換スルト共ニ金円ノ受授クナレ円満解決  
セリ

右及申(通)報候也